

様

御代田町監査委員 井田 理恵

同 荻原 謙一

住民監査請求について（通知）

令和 7 年 9 月 25 日付けで受け付けた住民監査請求（以下「本件請求」という。）は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）の定める住民監査請求の要件を具備していないことから却下します。

1 住民監査請求の要件

法第 242 条第 1 項の規定による住民監査請求は、地方公共団体の執行機関又は職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実により、当該地方公共団体の財産的損失を生じ、又は生じるおそれのある場合において、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填することを目的としてなされるものです。

そして、住民監査請求においては、対象とする財務会計上の行為又は怠る事実を監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというのではなく、当該行為又は怠る事実を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することが必要であるとされています。また、当該行為又は怠る事実が違法又は不当であるとする理由を具体的に摘示することが必要であるとされています。

2 本件請求の審査

請求人は、「請求の要旨」として、「御代田町役場庁舎の管理費（清掃業務委託費等）が適正に執行されていないことについて、監査を行い、住民の税金が無駄に使われていないかを確認してください。」としていますが、請求書には財務会計上の行為が個別的、具体的に摘示されていません。

また、令和 6 年度予算書が添付されており、法第 242 条第 2 項において「行為があった日又は終わった日から 1 年経過したときは、これをする事ができない。」とあることから、本件請求は令和 6 年度の財務会計上の行為に関するものと解されます。しかし、令和 6 年度の財務会計上の行為について具体的に違法又は不当であるとする事実を証明する書面が添付されていません。

3 審査の結果

以上のことから、本件請求は請求の特定を欠くもので、法第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。